

「学派」の研究

—メタ科学技術研究の可能性について

柳川 隆

これまで法学と経済学の融合研究（法経連携研究）を行ってきた経験から、法学と経済学を超えて、人文諸科学と、あるいは自然科学も含めて学派の研究を行うことが人社融合ないし文理融合研究として有益ではないかと考える。

法経連携研究の一つの成果は、柳川隆・高橋裕・大内伸哉編『エコノリーガル・スタディーズのすすめ—社会を見通す法学と経済学の複眼思考』（有斐閣、2014年）に著されている。特に「イントロダクション」（高橋裕・柳川隆）では法学と経済学の考え方が衝突するケースを取り上げている。社会問題は複雑であり、単一の学問では必ずしも十分に対応できないという共通認識を有しながらも、実際に、たとえばある対象（具体的には法廷での争いとなる事件など）について共同で研究するときには、法学と経済学の価値観が異なることに始まり、研究の手法や国家観まで異なることも含めて、意見が異なることがある。およそ研究者はある研究分野を専門としており、その分野のディシプリンや体系を修得するなかで特定の思考法を身につけ、言い換えれば特定の思考法に捕らわれるようになる。そのため、異なる分野の研究を、その価値観や手法にまで立ち返って比較することには、各分野を相対的に位置づけて理解することができるようになるというメリットがある。

実は、各研究分野といってもその中には必ずしも一枚岩ではなく、分野の内部にも異なる考え方があり、それが一定の集団になると学派となる。たとえば法学と経済学の思考の違いと言うとき、法学のある学派と経済学のある学派の思考の違いという場合もある。したがって、法学のある学派と経済学の別の学派においては思考がかなり一致することもありうる。他の社会学や心理学、あるいは歴史学等においても同様のことがあると推察する。また、工学や農学などの自然科学系と経済学においても同様の事態が生じるので、異なる分野の研究者が集まって、人文、社会、自然諸科学の学派の研究をすることはメタ科学技術研究にとって有意義なことではないかと考える。

『エコノリーガル・スタディーズのすすめ』では、法学と経済学の考え方が衝突するばかりではなく、両者がそれぞれの得意とする役割を果たして協働しながら社会問題を解決しようとする取り組みが紹介されている。言うまでもなく、社会問題は法学と経済学だけで解決できるようなものばかりではなく、人文・社会・自然科学の連携があつてはじめて解決できるものが多い。エネルギー・環境問題がその重要な一例であろう。このように異なる知見を活かして複雑な社会問題の解決に取り組むことが、融合研究の大きな意義であろう。もし協働のなかで考え方が衝突することがあれば、学派の研究の意義が改めて意識されるであろう。

法経連携研究の経験から、人社融合、文理融合の研究においても、上述の比較と協働の視点を意識しつつ複眼思考を行っていくことが望まれる。